
佐賀県西部広域環境組合
一般廃棄物処理施設
包括の運転管理等委託業務
優先交渉権者決定基準

平成27年3月4日

佐賀県西部広域環境組合

佐賀県西部広域環境組合 一般廃棄物処理施設

包括的運転管理等委託業務

優先交渉権者決定基準

目 次

第 1 章 優先交渉権者決定基準の位置づけ.....	1
第 2 章 優先交渉権者決定の手順.....	2
第 3 章 資格審査.....	3
第 4 章 基礎審査.....	4
第 1 節 審査項目.....	4
1.1 提案書類の確認.....	4
1.2 技術提案書の基礎審査.....	4
第 2 節 審査の流れ.....	4
第 5 章 技術提案書に関するヒアリング.....	5
第 6 章 定量化審査.....	6
第 1 節 定量化審査の流れ.....	6
第 2 節 定量化審査の審査項目と配点.....	6
第 3 節 定量化審査において審査する点.....	7
第 4 節 技術提案に関する得点化方法.....	9
第 5 節 開札.....	9
第 6 節 価格提案に関する得点化方法.....	9
第 7 節 総合評価値の算定方法.....	10
第 7 章 優先交渉権者の決定及び公表等.....	11
第 1 節 優先交渉権者の決定.....	11
第 2 節 優先交渉権者の公表等.....	11

第1章 優先交渉権者決定基準の位置づけ

佐賀県西部広域環境組合（以下、「組合」という。）は、佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務（以下、「本件業務」という。）を実施する受託者に対し、エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設の運転管理等に関する各業務を通じて安全かつ効率的、経済的及び安定的なサービスの提供を求めることから、応募者の持つ専門的な知識や業務遂行能力及び業務マネジメント能力等を総合的に評価することとする。

したがって、優先交渉権者の選定にあたっては、提案された価格と技術提案内容を総合的に評価し優先交渉権者を選定するプロポーザル方式を採用する。

この「佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務 優先交渉権者決定基準」（以下、「優先交渉権者決定基準」という。）は、プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するにあたり、応募者から提出される提案書類を客観的に評価するための審査項目及び方法等を示すもので、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものであり、組合が事業者募集要綱公表時に公表する事業者募集要綱と一体のものである。

第2章 優先交渉権者決定の手順

本件業務においては、価格及びその他の条件により優先交渉権者を決定するプロポーザル方式に基づき次の手順で実施する。

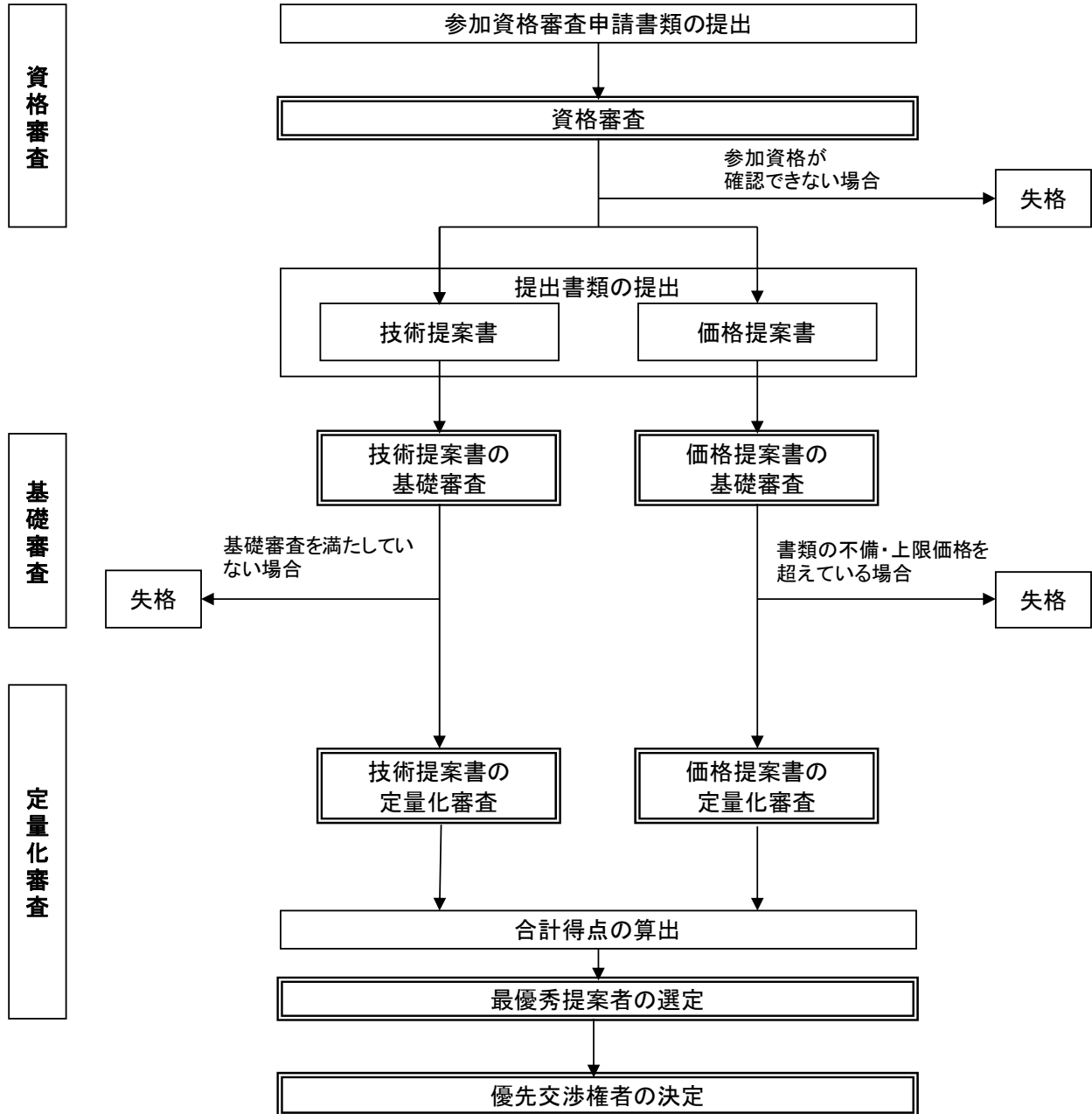


図 2-1 優先交渉権者決定の手順

第3章 資格審査

組合は、参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出書類により、事業者募集要綱に記載の応募者の備えるべき参加資格要件（以下、「参加資格要件」という。）を満たしていることを確認し、確認の結果を代表企業に対し通知する。なお、参加資格要件を満たしていることが確認できない場合は失格とする。

第4章 基礎審査

第1節 審査項目

提案書類に記載された内容が、次の基礎審査項目を満たしていることを確認する。

1.1 提案書類の確認

提出された提案書類がすべて揃っていること。

1.2 価格提案書の基礎審査

- (1) 価格提案書に記載された金額が上限価格を上回っていないこと。
- (2) 事業者募集要綱及び様式集に示す価格提案書の作成に関する条件について違反のないこと。

1.3 技術提案書の基礎審査

- (1) 技術提案書の内容が要求水準書に示す要求水準を満たしていること。
- (2) 事業者募集要綱及び様式集に示す技術提案書の作成に関する条件について違反のないこと。
- (3) 技術提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないこと。

第2節 審査の流れ

提出書類から、基礎審査項目の内容を満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

基礎審査項目を満たしていることが確認された場合、技術提案書に記載された内容についてヒアリングを実施後、定量化審査を行う。

第5章 技術提案書に関するヒアリング

佐賀県西部広域環境組合一般廃棄物処理施設包括的運転管理等委託業務 事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)は、基礎審査を通過した応募者に対し、各提案内容の確認等を目的として技術提案書に関するヒアリングを実施する。

ヒアリングについては、応募者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

なお、ヒアリングの開催要領の詳細は、別途通知する。

第6章 定量化審査

提案書類に記載された内容について、次の審査方法に従い定量化する。

第1節 定量化審査の流れ

選定委員会は、提案書類の内容について、定量化審査により総合的に審査を行う。

技術提案書の提案内容（表 6-1 における「技術提案に関する事項」に係る提案内容）については、「第4節 技術提案に関する得点化方法」に従って得点化を行う。また、提案価格（表 6-1 における「価格提案に関する事項」に係る提案内容）については、「第6節 価格提案に関する得点化方法」に従い得点化を行う。

選定委員会は、技術提案に関する審査項目の得点と提案価格における得点の合計（総合評価値）が最も高い提案を行った応募者を最優秀提案者として選定する。

第2節 定量化審査の審査項目と配点

定量化審査による得点が総合評価の値となるため、その配点及び得点化基準については、委託期間にわたる必要性、重要性を勘案し、本件業務において組合が優先交渉権者に創意工夫を期待する度合いにより設定した。したがって、審査項目は、組合が応募者の提案に期待している事項であり、配点はその重みを示すものである。

審査項目及び配点については、次のとおりである。なお、各審査項目における審査する点等の詳細については、「第3節 定量化審査において審査する点」を参照のこと。

表 6-1 定量化審査の審査項目と配点

審査項目			配点		
大項目	中項目	小項目			
技術提案に関する事項	本件事業の取組みに対する理念（コンセプト）	（様式第 12 号）	4	4	
	同種業務の実績	（様式第 8 号）	10	10	
	運転管理等業務に関する事項	運転管理体制	（様式第 13 号）	8	46
		受入管理	（様式第 14 号）	4	
		運転管理	（様式第 15 号）	10	
		用役調達	（様式第 16 号）	4	
		環境管理	（様式第 17 号）	4	
		業務委託費	（様式第 18 号）	4	
		リスク管理方法	（様式第 19 号）	4	
地域への貢献	（様式第 20 号）	8			
価格提案に関する事項	提案価格に関する事項	提案価格 （様式第 21 号）	40		
合 計			100		

第3節 定量化審査において審査する点

選定委員会では、以下の各項目について、審査基準に基づき審査を行い、その内容に応じて、5段階評価により得点を付与する。なお、各項目については、各応募者の経験等を踏まえた、より実現性の高い提案が望ましいものとする。

表 6-2 定量化審査における審査項目と審査の視点

項目		配点	審査する点	
本件事業の取組みに対する理念(コンセプト)		4	・本件事業の取組みにあたってのコンセプトが明確かつ適切か。	
同種業務の実績		10	ごみ焼却施設及び破碎選別施設の運転管理等の実績(但し元請として)を評価する。(シャフト式ガス化溶融炉の実績を優位に評価する。)	
			処理能力1基あたり50t/日以上のシャフト式ガス化溶融炉の実績2件以上、破碎選別施設の実績2件以上	配点×100%
			シャフト式ガス化溶融炉1件を含む、処理能力1基あたり50t/日以上のごみ溶融施設の実績2件以上、破碎選別施設の実績2件以上	配点×75%
			ごみ溶融施設(処理能力1基あたり50t/日未満のシャフト式ガス化溶融炉を含む)の実績2件以上、破碎選別施設の実績2件以上	配点×50%
			ごみ焼却施設、破碎選別施設とも、実績2件以上	配点×25%
			ごみ焼却施設、破碎選別施設とも、実績1件	配点×0%
運転管理等業務に関する事項				
運転管理体制	全体及び施設別組織構成と有資格者の確保及び配置	8	・全体組織計画について、十分な人員が配置されているか。 ・有資格者が確保され、適切に配置されているか。 ・十分な経験を有する技術管理者が適切に配置されているか(経験年数、実績等を技術提案書に示すこと)。	
	運転準備期間中の体制		・運転準備期間中、十分な人員が配置されているか。 ・運転準備期間中の従業員教育体制が確立されているか。	
	緊急対応マニュアル		・緊急対応マニュアルはあらゆる事態が想定され、それらの事象が発現した際にも適切な対応が行える内容となっているか。	
	従業員教育		・運転期間中の従業員教育体制が確立され、効果的な従業員教育が計画されているか。	
受入管理	受入管理	4	・一般持込者に対し計量、誘導が適切に行える提案がされているか。 ・処理不適物等の確認や事前除去が適切に行える提案か。	

項目		配点	審査する点
運転管理	施設全体	10	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル推進施設の連携に配慮した運転管理が提案されているか。 資源化物の品質確保、資源化率向上のための工夫が提案されているか。また、売却先の提案等が妥当か。
	エネルギー回収推進施設		<ul style="list-style-type: none"> ごみ質、ごみ量変動への対応策が十分検討され、適切な提案がされているか。当初計画に対して、搬入量が減少した場合、またはごみ質が変化した場合に、効果的な運転方法が提案されているか。 公害防止基準の遵守、ダイオキシン類の排出抑制に配慮した運転管理方法の提案がされているか。 停止基準及び要監視基準を超過した際、通常運転復帰までの仕組みとして、適確な提案がされているか。 効率的な発電の工夫、売電量の提案が行われているか。その提案が妥当か。
	マテリアルリサイクル推進施設		<ul style="list-style-type: none"> 運転管理計画、運転管理マニュアルの作成について、適切な提案がされているか。 ごみ質、ごみ量変動への対応策が十分検討され、適切な提案がされているか。特に、当初計画に対して、搬入量が増えた場合(年未年終等の一時的な増加時期を含む)や減った場合に効果的な運転方法が提案されているか。 日常点検等の考え方や方法が適切か。
用役調達		4	<ul style="list-style-type: none"> 用役の調達方針及び調達計画について、安定した用役の調達の提案がされているか。 自然災害などの緊急時に、適正に施設が稼働できるような用役調達計画となっているか。
環境管理	環境保全基準・計画	4	<ul style="list-style-type: none"> 運転維持管理の効率性を確保しつつ、周辺環境への影響を最小限におさえる環境保全基準及び設定方針となっているか。 環境保全基準を実現することが可能な計画となっているか。 環境モニタリング方法が適切なものとなっているか。
	作業環境管理基準・計画		<ul style="list-style-type: none"> 作業員の安全確保に十分配慮した作業環境管理基準及び設定方針となっているか。また、それらを実現することが可能な計画となっているか。 実際の運転を想定した作業環境管理計画の作成方法が提案されているか。
業務委託費		4	<ul style="list-style-type: none"> 変動費単価・固定費の提案が妥当であるか。
リスク管理計画	リスク管理方針及び管理体制	4	<ul style="list-style-type: none"> リスク顕在化確率の極小化、リスク顕在化時の影響の極小化を考慮したリスク管理体制として、的確な提案がされているか。 具体的で実効性の高いセルフモニタリングが提案されているか。
	保険の付保		<ul style="list-style-type: none"> リスク管理における保険の活用の考え方と本件業務において付保する保険について、適確な提案がされているか。
地域への貢献	地域への貢献	8	<ul style="list-style-type: none"> 地元雇用、地元企業との連携など、地域経済への貢献及び地域住民への配慮がされているか。 環境学習、環境保全に関する情報提供等について、有効な提案がされているか。

第4節 技術提案に関する得点化方法

(1) 提案を求めている審査項目においては、次に示す5段階評価による得点化方法により得点を付与する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該評価項目において、特に優れている	配点×100%
B	AとCの中間程度	配点×75%
C	当該評価項目において、優れている	配点×50%
D	CとEの中間程度	配点×25%
E	当該評価項目において、要求水準書程度である	配点×0%

第5節 開札

価格提案書の開札を行う。提案価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた額が上限価格を超えていた場合又は提案価格が技術提案書に記載した金額と異なっていた場合には失格とする。

第6節 価格提案に関する得点化方法

提案価格（様式集、様式第21号に記載する金額をいう。）について、次の算定式により得点を付与する。なお、得点は小数点以下第3位を四捨五入した値とする。

価格提案の得点化にあたっては、定量化限度額を設ける。定量化限度額を下回る価格で入札を行っても失格とはならないが、この場合、提案価格に代え、定量化限度額により価格提案の得点化を行う。なお、定量化限度額は上限価格の85%とする。

また、後記の総合評価値が同点の場合は、提案価格の低い方を最優秀提案者とする。

【価格提案の得点算定式】

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該応募者の} \\ \text{価格提案に関する得点} \end{array} \right) = 40\text{点} \times \frac{\text{最低提案価格}}{\text{当該応募者の提案価格}}$$

※定量化限度額を下回る価格で入札を行った場合は、当該応募者の価格提案に関する得点は40点となる。また、この場合のその他の応募者（定量化限度額を下回らない価格で入札を行った者）の価格提案の得点算定式は、最低提案価格を定量化限度額に置き換える。

第7節 総合評価値の算定方法

「第4節 技術提案に関する得点化方法」、「第6節 価格提案に関する得点化方法」により算出した各応募者の得点から、次に示す算定式により、各応募者の総合評価値を算出する。

【総合評価値の算定式】

$$\left(\begin{array}{c} \text{当該応募者の} \\ \text{合計得点} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{当該応募者の} \\ \text{技術提案に関する得点} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{当該応募者の} \\ \text{価格提案に関する得点} \end{array} \right)$$

第7章 優先交渉権者の決定及び公表等

第1節 優先交渉権者の決定

組合は、選定委員会における最優秀提案者の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

ただし、選定委員会が2以上の最優秀提案者を選定した場合は、当該最優秀提案者によるくじ引きにより優先交渉権者を決定する。

第2節 優先交渉権者の公表等

優先交渉権者については、組合にて優先交渉権者の決定後、組合のホームページにて公表を行うとともに、応募者においては個別に通知する。

なお、審査講評については、優先交渉権者との契約締結後、組合のホームページにて公表する。